

同性婚がひらく 日本の未来

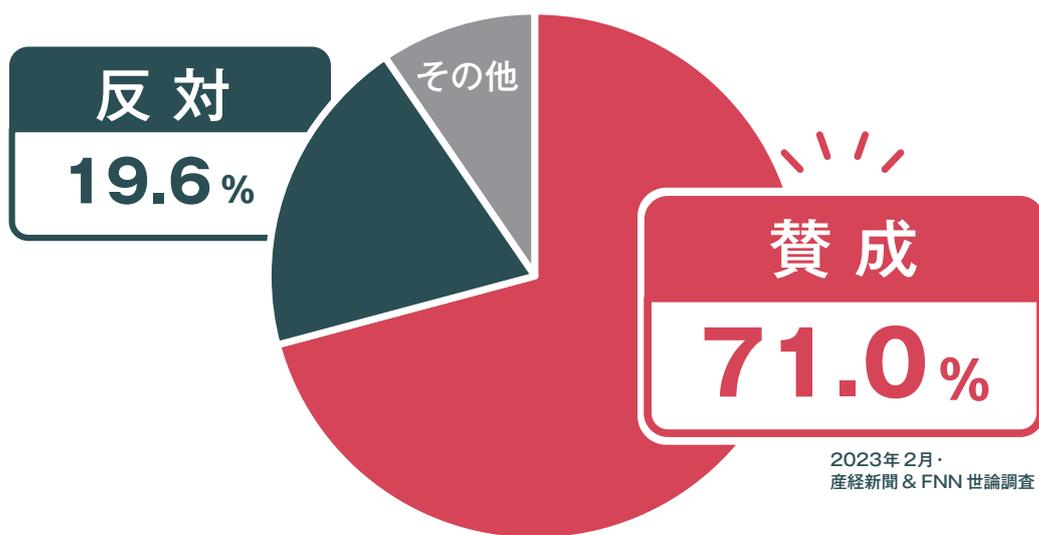
結婚の自由をすべての人に



MARRIAGE FOR ALL JAPAN

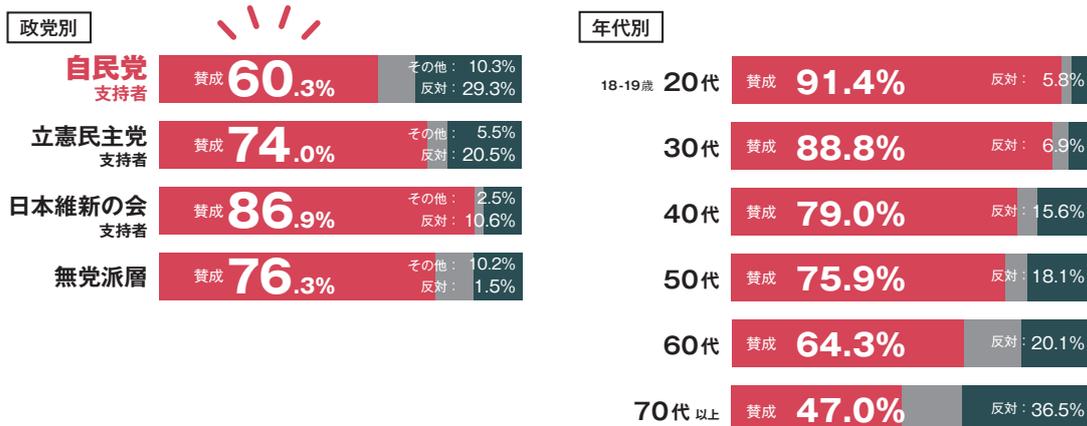
国民の圧倒的多数は 同性婚の実現を望んでいます

同性婚を法律で認めることに…



全ての年代・全ての政党支持層が
同性婚の実現を望んでいます

自民党支持者でも **6割以上** が同性婚に**賛成**



首相答弁は長らく変わらず 実際の変化の動きも見えず



2015年の安倍首相から現在に至るまで、政府は「(同性婚導入は) 慎重な検討が必要」と一貫して否定的見解を述べ続けています。しかし実際に、政府内で具体的な検討や議論が行われた形跡はありません。野党からは2019年に続き、2023年にも婚姻平等法案が提出されましたが、国会では審議されず、廃案になりました。石破首相は「幸福度にプラスの影響」と発言しましたが、法制審議会で検討されるなどもなく、同性婚の議論は放置されたままです



安倍晋三 首相

「現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません…我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要する…」
(2015年2月18日・参院本会議)



岸田文雄 首相

「(同性婚の導入について) 極めて慎重に検討すべき課題。／すべての国民にとっても家族観や価値観や、そして社会が変わってしまう、そうした課題であります。」
(2023年2月1日・衆議院予算委員会)



石破茂 首相

「(同性婚の導入について) 国民1人1人の家族観とも密接に関わるものであり、政府としては、国民各層の意見や国会における議論の状況、同性婚に関する訴訟の状況等についても注視していく必要がある。」
(2024年10月8日・参院選本会議)

「一人一人の熱烈な思いが実現できれば、(同性婚は) 日本全体の幸福度にとってプラスの影響を与えるものだと考えている」
(2024年12月17日・参院予算委員会)

変わっていないのは永田町だけ

国連も、学術会議も、 日弁連も、同性婚を支持

2008年以来、国連の人権機関から度々「同性カップルの法的保障」「性的指向・性自認の差別撤廃」に関して勧告を受け続けている日本。日本学術会議、日本弁護士連合会の提言はどちらも同性婚を求めています。



日本弁護士連合会

同性の当事者による婚姻に関する意見書
(2019年)

「性的指向が同性に向く人々の婚姻の自由を侵害し、法の下での平等に違反するものであり、
憲法13条、14条に照らし重大な人権侵害」



より詳しい
資料はこちら↑

国連

自由権規約委員会
(2022年)

「委員会の前回の勧告に従って、締約国は以下のことを行うべきである。同性カップルが、公営住宅へのアクセス及び同性婚を含む、規約に定められている全ての権利を締約国の全領域で享受できるようにすること。」



より詳しい
資料はこちら↑

日本学術会議

提言「性的マイノリティの権利保障を目指して
—婚姻・教育・労働を中心に—」(2017年)

「個人の利益を否定するに足る強力な国家的
ないし社会的利益が存しない限り、個人の婚姻の
自由を制約することは許されない…
…婚姻の性中立化は必須であり、そのための民法
改正が求められる」



より詳しい
資料はこちら↑

日本の大企業も「同性婚が必要」と要望

593※もの企業・団体が「婚姻の平等(同性婚の法制化)」への賛同を表明しています。

※ 2025年1月20日時点



賛同企業の一例

| 業種 | 企業名 |
|-----------|--|
| 電気機械器具製造業 | パナソニック(株) NECソリューションイノベータ(株) |
| 非鉄金属製造業 | (株)LIXIL |
| 食料品 | コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株) 日本たばこ産業(株) 明治ホールディングス(株) |
| 電気機器 | 富士通(株) ソニーグループ(株) |
| 化学 | 三菱ケミカルグループ(株) (株)資生堂 |
| 建設業 | 清水ハウス(株) (株)熊谷組 |
| 情報通信業 | KDDI(株) ソフトバンク(株) |
| ゴム | (株)ブリジストン |
| サービス業 | (株)電通グループ トランス・コスモス(株) |

| 業種 | 企業名 |
|----------|-------------------------|
| 自動車 | 本田技研工業(株) 三菱自動車工業(株) |
| 銀行業 | 三井住友トラスト・ホールディングス(株) |
| 窯業 | TOTO(株) |
| 医薬品 | (株)富士薬品 第一三共(株) |
| 情報通信機械器具 | ヤマハ(株) |
| 不動産業製造業 | (株)東急コミュニティー |

…など業界大手企業が賛同

「Business for Marriage Equality」は、婚姻の平等(同性婚の法制化)に賛同する企業を可視化するためのキャンペーンです。



<運営団体>
 ・公益社団法人 Marriage For All Japan
 ・NPO法人 LGBTとアライのための法律家ネットワーク(LLAN)
 ・認定NPO法人 虹色ダイバーシティ

同性婚がないことで悪影響が

同性パートナーのビザが取得できない、公的年金や健康保険などの社会保障がない、子育て環境に不安があるなどにより、**優秀なグローバル人材が日本に来ない、または日本から人材が流出**しています。日本で同性パートナーがいる従業員は、私生活が法によって保護されず生活不安につながっています。企業が福利厚生でカバーできる範囲もありますが、**企業の対応だけでは圧倒的に不十分な状況**になっています。



政治より先に企業は動いています

<企業での取り組み例>

- **同性パートナーへの福利厚生**
 ゴールドマン・サックス証券、野村証券、KDDI、NTTドコモ、楽天、チェリオコーポレーション、等
- **保険金受取人に同性パートナー**
 ライフネット生命、第一生命、アクサ生命、等
- **同性カップルも共同住宅ローンが組める**
 楽天銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、等
- **家族としてマイレージ登録**
 ANA、JAL、等



私は賛同します

日本における根本的な問題は男女差別にある。人を採用するに際して重要なのは、①今何をしているか、②過去に何をしてきたか、③今後何をしたいか、である。性差や年齢や容姿は関係がない。同性婚を含む LGBT に関する問題は、LGBT の人々だけの問題ではない。人をカテゴリー分けせず、個性を尊重することが、一人一人が生きやすい世の中になるためには必要だ。



立命館アジア太平洋大学 (APU) 学長

出口 治明



EY Japan グループ CEO

貴田 守亮

残念なことに、何人もの優秀な従業員が、同性のパートナーとの将来を考え、日本から、LGBT+ の人権を守る法律のある国に移住しました。さらに、海外の日系企業や EY で働いている当事者の中には、LGBT+ 日本で働くことに不安を感じ、日本への転勤に踏み切れないプロフェッショナルもいます。今後、日本は海外から専門職などの労働者の本格的な受け入れを考えていかなければいけません。そのためには、競合する他の国と比較して、日本は安全で公平な将来性のある国であるという印象と土台を築く必要があります。若い LGBT+ 当事者たちが将来に希望を持ち、国を離れる選択をしなくて済むように、1日も早く差別禁止法と婚姻の平等が認められることを、個人としても、企業の経営者としても強く望み、実現に向けた活動を支援します。

※応援メッセージの内容や肩書きは BME の HP に掲載した時点でのものです。
<https://bformarriageequality.net/message/cheer/>

同性婚が経済成長を促すことが明らかに

世界をリードするグローバル企業 30 社によって構成されるグループ「Open For Business」が作成したレポート「婚姻の平等が日本社会にもたらす経済インパクト～すべてのひとが輝く社会へ～」によれば、同性婚法制化をはじめ LGBT+ インクルーシブであることが社会や企業にとってよい影響をもたらす相関関係があることがわかっています。

詳しくはこちら



Open for Business 編「婚姻平等が日本にもたらす経済・ビジネスインパクト (The Economic and Business Case for Marriage Equality in Japan) についてのレポート (2020 年)
 Marriage For All Japan 翻訳編集

違憲判決続々！ 「結婚の自由をすべての人に」 訴訟が進行中

2019年、法律上同性どうしでの結婚（同性婚）が認められていないことは憲法違反であるとして、国に対して損害賠償を求める訴訟（「結婚の自由をすべての人に」訴訟）が全国で始まりました。札幌、東京、名古屋、大阪、福岡、さらに東京地裁へは第2次提訴があり、全国5か所で6つの訴訟が進行しています。判決では、合憲だと判断したのは大阪地裁の1つだけで、画期的な違憲判決が次々と出ています。



東京高裁で違憲判決に喜ぶ原告団・弁護士団
(2024年10月30日)

| | 地裁 | | | | | | 高裁 | | |
|-------|---------------|---------------|------------------------|----------------|--------------|-----------------------|---------------|------------------------|----------------|
| | 札幌 21.3.17 | 大阪 22.6.20 | 東京 (一次) 22.11.30 | 名古屋 23.5.30 | 福岡 23.6.8 | 東京 (二次) 24.3.14 | 札幌 24.3.14 | 東京 (一次) 24.10.30 | 福岡 24.12.13 |
| 14条1項 | 違憲 | 合憲 | 合憲 | 違憲 | 合憲 | 合憲 | 違憲 | 違憲 | 違憲 |
| 24条1項 | 合憲 | 合憲 | 合憲 | 合憲 | 合憲 | 合憲 | 違憲 | — | — |
| 24条2項 | 合憲 | 合憲 | 違憲状態 | 違憲 | 違憲状態 | 違憲状態 | 違憲 | 違憲 | 違憲 |
| 13条 | 合憲 | 合憲 | — | — | 合憲 | — | 合憲 | — | 違憲 |

- 14条1項**
国民は法のもとに平等であり差別されない
- 24条1項**
婚姻は両性の合意のみに基づいて成立
- 24条2項**
婚姻や家族の法律は個人の尊厳に立脚して制定
- 13条**
すべて国民は、個人として尊重される

高裁では、これまでより強く同性婚法制化を求める判決が連続

札幌 高裁判決

「同性間の婚姻を定めることは、国民に意見や評価の統一を求めることを意味しない。根源的には個人の尊厳に関わる事柄であり、個人を尊重するということである」「喫緊の課題として、同性婚につき異性婚と同じ婚姻制度を適用することを含め、早急に真摯な議論と対応をすることが望まれる」

東京 高裁判決

「現行の法令が、民法及び戸籍法において男女間の婚姻について規律するにとどまり、同性間の人的結合関係については、配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を設けていないことは、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益について、合理的な根拠に基づかずに、性的指向により法的な差別的取扱いをするものであって、憲法14条1項、24条2項に違反する」

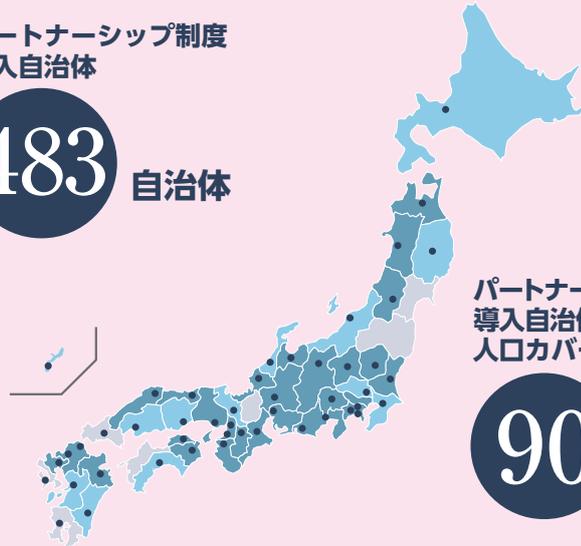
福岡 高裁判決

「同性のカップルによる婚姻を法制度として認めない理由はもはや存在せず、むしろ同性婚について法制度を設けていないことの違憲性がクローズアップされているのが現状」
「同性のカップルに対し、端的に、異性婚と同じ法的な婚姻制度の利用を認めるのであれば、憲法14条1項違反の状態は解消されるものではない」

地方自治体で広がる
パートナーシップ、
ファミリーシップ制度

パートナーシップ制度
導入自治体

483 自治体



パートナーシップ制度
導入自治体
人口カバー率

90%以上

- 人口カバー率 50%未満の都道府県
- 人口カバー率 50～99%の都道府県
- 人口カバー率 100%の都道府県
- 制度のある県庁所在地・政令市

[2025年1月31日現在] 当団体調べ

2015年、東京都渋谷区・世田谷区から始まった自治体パートナーシップ制度は今や人口カバー率9割までに拡大、制度を利用するカップルは7300組を超えています*。

* 渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ共同調査

しかし パートナーシップには法的効果がありません

▶▶▶ **国による同性婚の法制化が今すぐ必要です。**

ニュージーランド議会での演説

「今、私たちがやろうとしていることは「愛し合う二人の結婚を認めよう」。ただそれだけです。／明日も世界はいつものように回り続けます。だから、大騒ぎするのはやめましょう。この法案は関係がある人には素晴らしいものですが、関係ない人にはただ、今まで通りの人生が続くだけです」



モーリス・ウィリアムソン議員

2013年、ニュージーランドで同性婚を認める法案の最終審議と採決の際に行った演説より

「婚姻平等マリフォー法案」を発表しました！

当事者や専門家の意見をもとに作成した独自の民法改正案「婚姻平等マリフォー法案」を発表しました。現行法制度をそのまま同性カップルが利用できるようにするための最小限の改正になっています。

<https://www.marriageforall.jp/marriage-equality/faq/#q7>



同性婚法制化が社会にもたらす**プラス効果**

同性婚を実現することは、当事者の困難を解消し尊厳を回復するだけでなく、多くの経済的・社会的なプラスの効果も期待されます。

同性カップルが社会の一員として法的に位置づけられることは「自助・共助」の基盤となる世帯（家族）がより強固で安定したものになるからです。

1 経済にプラスの影響、GDP 押し上げ効果

一人当り GDP
\$1,694↑

LGBTQ に関する法制度が1つ多く整備されている国（同性婚など）は、1人当たり GDP が高い傾向があるという研究*があります。120か国以上を対象に、1990年から2014年の間、その国の法律がLGBTQをどの程度包摂するものであるかを測る指標をもとに GDP データとを相関分析したところ、同性婚などのLGBTQに関する法制度が1つ多く整備されている国は、1人当たりの GDP が1,694ドル程度高い傾向にあること（正の相関関係）を発見しました。因果関係は解明されていませんが、同性婚などLGBTQの権利を認め困難を解消する法制度の整備により、社会において、特に職場でLGBTQの人々が働きやすくなり、これまで以上に力を発揮し、生産性の向上や新しい価値の創造に貢献できるようになった可能性が指摘されています。

* アメリカのLGBTQ関連の公共政策研究所ウィリアムス・インスティテュートのLeeBadgett博士らの研究グループによる調査

2 子育ての担い手増加 子どもが増える可能性も

日本でも、精子提供を受けるなどして子どもを授かり、養育する同性カップルは数多く存在します。また、様々な事情により実親の元で育つことができない子どもを代わりに育てる「養育里親」として子育てに携わる同性カップルも増えています。子ども家庭局も、里親になる場合に一番大切なことは「子どもに対する熱意」であり、LGBTQの人も里親になれる旨を述べており、その取り扱いについての通知*も出しています。政府はこれまでの施設養育中心から家庭的な養育への転換を目指し、現在20%程度の里親委託率を数年以内に75%に引き上げることを目標としています。もし同性婚が可能になれば、里親の担い手の可能がより増え、里子の養育環境の安定にもつながります。

* 令和元年10月1日子家発1001第1号「里親希望者が単身、共働き、LGBT等である場合の取扱いについて」

● 2017年

大阪市で同性カップルが里親認定後、里子を養育



● 2018年

東京都で里親認定基準が緩和同性カップルも対象に

● 2020年

名古屋市在住の男性カップルを養育里親として認定

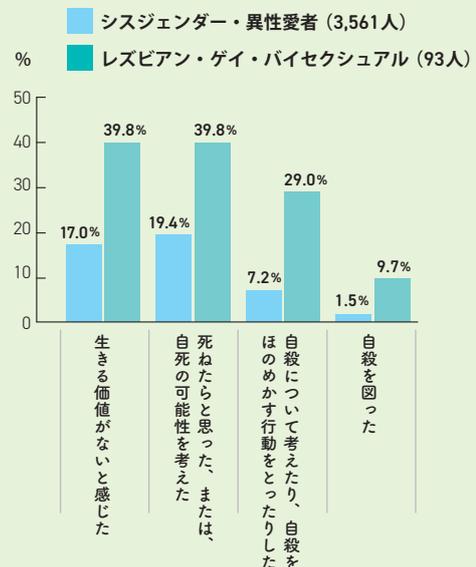
“同性カップルでも男女のカップルでも子供が安定した家庭でしっかり育つことが大事でそれが達成されれば我々としてはありがたい”
塩崎恭久厚生労働相（当時）

3 性的マイノリティの自殺が減少する可能性

日本は自殺者が多いと指摘されますが、中でもLGBTQの自殺率は極めて高いことが明らかになっています。大阪市の調査(2019)*によれば、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアルの人で、自殺未遂を経験した割合は、9.7%。実に10人に1人という結果が出ています。これは、シスジェンダー・異性愛者の6倍以上にあたる数字です。同性婚がない現状では、将来のロールモデルも見出しがたく、思春期に孤立を抱える子どもも多くいます。また、アメリカの一部の州では、同性婚が実現した前後で比較した場合、顕著に同性愛者の自殺率が減少したというデータも出ています**。

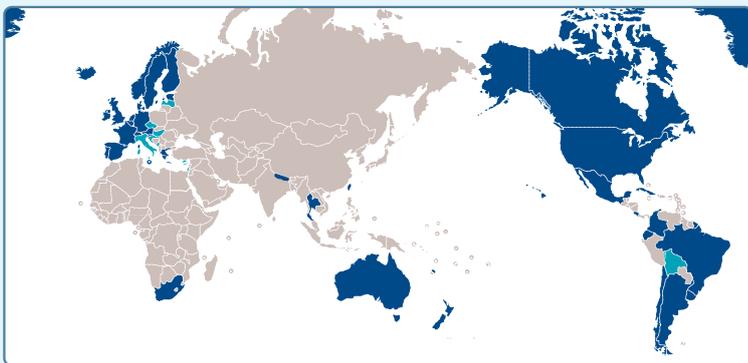
* 国立社会保障・人口問題研究所「働き方と暮らしの多様性と共生」研究チーム「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート」(2019年)

** 「変化する同性婚の法的状況が幸福感へもたらす影響」オゴルスキー1、モンク2、ライス1、オズワルド1(1:イリノイ大学、2:ミズーリ大学) (2018年)



G7で日本だけ。 いつまで人権後進国？

現時点で39の国・地域で婚姻の平等が制度化されており、G7の中で同性カップルのパートナーシップが国レベルで法的に保障されていないのは日本のみです。2019年には台湾がアジア初の同性婚法制化を達成、さらに2024年にはタイで同性婚法案が可決。韓国も画期的な司法判断が出るなど、アジア各国でもにわかに同性婚の問題が注目されています。このままでは、日本は人権後進国として取り残され、世界の人から選ばれない国になってしまいかねません。



同性婚が可能： **39**の国・地域

同等の制度がある： **31**の国・地域

※ 1つの国の中で半分以上の地域が男女と同等な婚姻を認めている場合は、その国は濃い青色(婚姻)で表示されています。

2025年1月現在、当団体調べ

欧米に続きアジアでも続々！ 台湾・ネパール・タイで実現



台湾

同性婚法制化後 異性婚との違いも平等化

2019年にアジア初、同性婚法制化。当初は本国で同性婚が法認されていない同性外国人とは婚姻できず、共同養子縁組にも制限がありましたが、2023年にいずれも平等化されました。

ネパール

最高裁判所命令で アジアで2番目に同性婚実現

2023年7月、同性カップルの結婚を民法改正を待たずとも登録可能とするよう政府に命じる最高裁判決が出ました。11月に自治体のひとつが同性カップルの結婚登録を受け付け、同性婚が実現(民法は未改正)。

タイ

2025年1月に 「結婚平等法」施行

異性結婚の法律の中に同性カップルも適用する法案が圧倒的多数で下院・上院を通過。2025年1月に施行されました。

香港

最高裁判所が2年以内に 同性カップル保障の立法化指示

最高裁判所は2023年9月、同性カップルを保護する法的枠組み(婚姻と指定なし)を2年以内に法制化すべきと判断。また、婚姻カップルと同等の相続権、同等の公共住宅アクセス権を同性カップルに認める判断を下しました。

韓国

「結婚をすべての人に」訴訟・ キャンペーンが始動

ソウル高裁は2023年2月、男性同性パートナーを国の健保にて被扶養者にする資格を認める判決を下しました。同年5月には同性婚法案が議院に初提出され、「結婚をすべての人に」キャンペーンも始動。同性婚訴訟が2024年10月に開始されました。

**日本も遅れることなく
立法措置を！**

結婚できない同性カップルは 様々な困難に直面し尊厳を奪われています

相 続

パートナーの死に目に会えず 相続も出来ず

同性カップルは結婚できないため、長く同居していても法的には他人です。共同で家を買おうとしてもローンの都合で共有名義にできなかったり、家業と一緒に経営しても片方だけの資産になる場合があります。もし生計を支える側のパートナーが亡くなったら、他方が法的にも経済的にも脆弱な立場に置かれかねません。また、残されたパートナーは相手の遺族と対立することもあります。その場合、相続により財産が得られないだけでなく、住居から放り出されることもあります。



長年同居していたカップル
(左が原告男性、右が亡くなった男性)

75歳で逝った男性の親族に対し、71歳男性パートナーが損害賠償・財産引き渡しを求めて提訴

40年以上同居し、ともに事業経営していた男性どうしのカップル。一方が病に倒れた後もパートナーが看病に尽くしていたが、遺言なく男性が亡くなり、没後、亡くなった男性の親族が、パートナーに対して火葬の立会い・財産の引き渡し等を拒否。事業もパートナーへの断りなく廃業されてしまった。パートナー男性は親族に対して財産の引き渡しなどを求めて提訴。2020年3月の大阪地裁の判決は、「逝去男性は関係を隠していた。親族は原告男性を、従業員で同居の居候と認識していた。夫婦同様の関係にあると親族が認識していた証拠はない」と原告の訴えを棄却した。

◀亡くなった男性の妹により原告男性の持ち物が撤去を強制された時の様子

よしさん(左)と
亡くなった佐藤郁夫さん(右)



パートナーの危篤時に「あなたには説明できない」と医者に告げられた男性(左)

「結婚の自由をすべての人に」訴訟の原告の一人、佐藤郁夫さんは、病気のため2021年1月に逝去した。佐藤さんが倒れたとき、パートナーのよしさんは、救急搬送された佐藤さんと同行し、病院側に佐藤さんのパートナーであること知らせていたが、診察を終えて出てきた担当医師は、待っていたよしさんに病状を説明せず、別室から妹さんに電話をした。容体が急変した時も、佐藤さんの妹さんにしか連絡がいかなかった。

* 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン解説編」(2018年)

** 三部倫子 奈良女子大学准教授「LGBTの患者対応についての看護部長アンケート」(2019年)

医 療 福 祉

パートナー急病でも 病室入れず、手術同意できず

医療機関は様々な書類の記入や医療行為への同意を家族等に求めます。厚生労働省のガイドラインの解説では「家族等とは(中略)法的な意味での親族関係のみを意味せず、より広い範囲の人(親しい友人等)を含みます」と説明されていますが、現場の医療機関では、トラブルを避けるために法律上の親族に限ることが多く、同性パートナーの同意を受け入れる医療機関は3割程度に留まるとの調査結果もあります**。また、パートナーが認知症を発症し、成年後見制度を使いたくても、一方のパートナーは親族でないので後見開始審判を申し立てることができません。認知症本人の法的な親族との関係が良くないと、制度利用に困難をきたすこともあります。

民法の規定する婚姻は、夫婦や親族の関係を規定し、社会の最小単位となる家族を構成します。相続や福祉などの法的効果は、家族単位で提供されます。大部分の人々は、この法的効果を当たり前のこととして受けられます。一方で、同性カップルは「婚姻」という選択肢がないので、当事者とその家族は様々な困難に直面し続けます。

在 留

外国人パートナーのビザが切れ、生き別れ

日本人と外国人のカップルの場合、日本でともに暮らしたくても外国人パートナーの在留資格が大きな壁になります。法務省は 2013年から、双方の国で同性婚が可能な外国人どうしが同性婚をしている場合に限り、そのパートナーにも、特定活動の在留資格を出すルールで運用しています。しかし日本人と外国人のカップルの場合、外国人の本国でふたりが同性婚していたとしても、外国人パートナーに、家族としての在留資格は与えられないのです。そのため、就労・留学等の在留資格が切れた時にパートナーが帰国を余儀なくされたり、そもそも在留資格を得られなかったりします。有能な外国人が日本滞在を諦めたり、日本人がパートナーの国に移り住んでしまったりと日本にとって人材を逸失する一因ともなっています。最近では、一部の個別事案では「特定活動」のビザが認められるケースも出てきてはいますが、引き続き困難である状況に変わりありません。



メキシコで夫・養子を得たのに日本に戻れなかったYさん

メキシコ在住の日本人男性Yさん。日本では自らの存在を認めてもらえない息苦しさから、若い頃に海外で生きることを選択し、現在、現地で同性パートナーと養子の子ども二人と暮らしている。日本に住む高齢の両親が心配になり、家族を連れて日本に戻ることを検討したが、夫や子ども達に在留資格が出ない上に日本の家族の間柄も考え、躊躇せざるをえなかったという。さらにコロナ禍で帰国がままならぬ中、両親ともに逝去。両親の晩年をともに過ごすことができなかったことを悔いている。

犯罪被害者給付金は 裁判の末、給付対象に



写真…名古屋地裁に入廷する様子
(中央の男性が原告の方)

家族を殺害されるなど犯罪被害者となった場合、同性パートナーはこれまで通常、遺族として給付金の対象とはされませんでした。しかし2016年、パートナーを殺害された男性が、申請を求めて提訴。名古屋地裁、名古屋高裁は不支給を維持する判断をしましたが、2024年3月、最高裁は同性パートナーも「婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当すると解するのが相当と判断し、名古屋高裁に差し戻しました。今後、他の事例でも、司法の判断などにより認められていく可能性があります。

社会 保障 ・ 税 制 など

男女の夫婦なら経済的な 支援・特典はいろいろあるのに

税法上、同性パートナーは所得税の配偶者控除や配偶者特別控除の対象になりません。経済力が弱い場合でもパートナーの被扶養者になれず、自ら社会保険料を払い続ける必要があります。また、ふたりが病気で治療費がかさんでも医療費合算をすることが認められず、男女の夫婦と比べて医療費控除を受けるのが困難です。また、亡くなったパートナーの遺産を受贈者または生命保険金受取人として受け取ることができても相続税の配偶者控除はなく、遺族年金や国民年金の死亡一時金も受け取れないため、万一の際の生活の保障も不十分です。さらに、民間の生命保険や医療保険をかけたくても、同性パートナーが受取人になれる保険商品は限られているのが現状です。

親 権

パートナーの子が病院に 駆けつけたら 「親じゃないですよね？」

子どもを育てている同性カップルは少なくありません。かつて異性婚していた相手との子どもを育てる、精子提供を受けて授かった子どもを育てるなど、事情はそれぞれです。しかし、男女であれば、結婚し養子縁組をすることで、他方の「連れ子」の親権者になることができますが、同性カップルでは、ふたりで育てていても結婚ができないために片方は親権者になることはできません。そのため、例えば、親権のないほうが保育園や学校で保護者として認められなかったり、子どもが入院した際に病院側に血縁者を連れてくるよう言われ、速やかに病状説明を聞くなどできなかったりという事例も起きています。ともに暮らし、一緒に子を守り育てているのに家族として扱われないという理不尽。子どもの福祉の観点からも大きな問題があります。



元北海道職員が「同性パートナーに扶養手当などが支給されないのは不当」として提訴

同性パートナーと事実婚状態にあった元北海道職員が、道に対して扶養手当の支給と寒冷地手当の増額支給、地方職員共済組合に対して扶養認定の届出をしたところ、いずれもパートナーが元道職員と同性であることを理由に支給・認定されなかった。このことは憲法が保障する「法の下での平等」に反するとして、元北海道職員は2021年6月9日、道と地方職員共済組合に損害賠償を求めて提訴。しかし札幌地裁は、いずれの請求も認めなかった。



写真(右)：結婚式には子どもたちも参列
写真(左)：小野春さん(左)と西川麻実さん(右)
(撮影：中内真紀)

小野春さんと西川麻実さん(「結婚の自由をすべての人に」訴訟東京原告) 長年お互いの子どもをふたりでともに育ててきた。2016年に小野さんに乳がんが見つかり抗がん剤治療と左胸全摘の手術を経験。

(小野さん)“死を身近に感じても、西川に私の子どもに対する権利や義務はありません。そのような状況で、西川に子どもを託していくのかと思うと、死んでも死に切れない思いです。ともに泣いて、笑って、悩んで、喧嘩もして、一緒に子どもを育ててきました。私たちは、家族です。なのに法的には家族として扱われないのです。そして、私たちのような家族は特別ではありません。全国のあらゆる町に暮らしています。無視しないでほしい。いないものにしないでほしいのです。”

福 利 厚 生 など

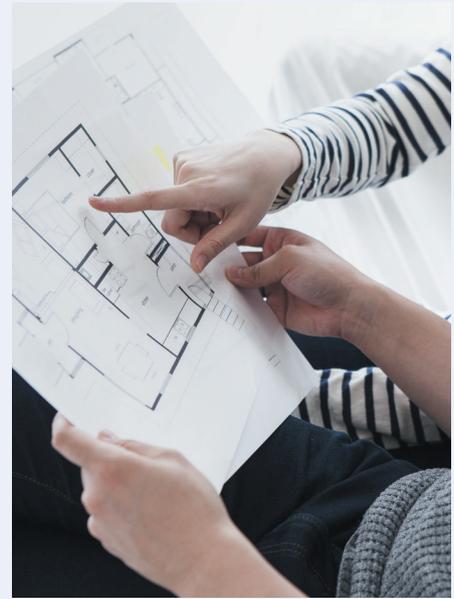
急な転勤、パートナーの事情は 考慮してもらえず、手当も無く

同性パートナーに配偶者同様の福利厚生を用意している企業は多くありません。パートナーの引っ越しにも何の手当ても出ません。LGBTQへの対応を進める企業も増えていますが、「結婚の平等」の法整備無しに、あらゆる職場が対応するのを期待するのは困難です。職場でのカミングアウトが難しい中、人事も上司もパートナーとの関係を知らず、突然の転勤命令が出たら、パートナーとの生活を続けることができるでしょうか？

住 宅

賃貸住宅に
入居を拒否される

同性カップルは住宅への入居に困難に直面しています。自治体公営住宅の入居や住宅ローンは、パートナーシップなどを条件として同性カップルも対象とする場合も増えてはいるものの、賃貸の住宅はオーナー個人の判断によるため入居を断られるケースも多く、ある調査では、例えばセクシャリティを理由に入居を断られた経験があるレズビアンの方は19.7%にのぼります*。そのため、都道府県で策定される賃貸住宅供給促進計画の中では、そのほとんどで同性カップルなどLGBTQは「住宅の確保に配慮が必要な人」として位置付けられています。同性婚が実現すれば、同性カップルも家族の基本単位としての認知が広まり、その困難は解消します。



法律婚・事実婚(異性間)・同性カップルの比較

| | 法律婚 | 事実婚(異性間) | 同性カップル |
|-------------------------------|------|----------------------------|------------------------------|
| 婚姻届 | ○ | — | × |
| 戸籍 | 同じ戸籍 | 別の戸籍 | 別の戸籍 |
| 住民票の記載 | 妻/夫 | 妻(未届)/夫(未届) | 特になし |
| 夫婦としての社会的認知 | ○ | △ | △ 一部の自治体で事実婚と記載が可能 |
| 同居・協力・扶助義務 | ○ | ○ | ? |
| 法定相続権・遺留分 | ○ | × | × |
| 婚姻費用分担義務 | ○ | ○ | ? |
| 関係解消時の財産分与 | ○ | ○ | △ 認めない裁判例あり |
| 貞操義務(浮気された場合の損害賠償) | ○ | ○ | 認められた裁判例あり (最高裁が上告棄却し確定) |
| 配偶者控除(所得税) | ○ | × | × |
| 相続税の税額軽減 | ○ | × | × |
| 配偶者ビザ | ○ | × | × |
| 子どもの親権者 | 共同親権 | 原則母親 (父親に変更すると母親が親権を失う) | 一方のみ |
| 親権者死亡時に残されたパートナーが子どもの親権者になれるか | ○ | △ (親権者変更手続必要) | × |
| 犯罪被害者遺族給付金 | ○ | ○ | ○ (最高裁第三小法廷判決 2024年3月26日) |
| 社会保険 - 健康保険の扶養家族 | ○ | ○ | ? |
| 社会保険 - 公的年金保険の第3号被保険者 | ○ | ○ | ? |
| 社会保険 - 遺族年金 | ○ | ○ | ? |
| 病院での面会・病状説明・手術同意 | ○ | △ | △ |

同性婚の よくある誤解について

2023年2月、岸田首相は「(同性婚が法制化されると)社会が変わってしまう」と答弁しました。しかし、本当に社会は変わるのでしょうか？同性婚の法制化についてのよくある誤解とイメージについて、事実と科学的・専門的知見に基づいて説明します。

LOVE
IS
LOVE

1 結婚とは違う 「パートナーシップ制度」で十分？

— 不平等が解消されず、
不十分です。

解説

同性婚の法制化を求めた場合、「結婚と準ずる別のパートナーシップ制度を制定すればよい」という議論がなされることがあります。しかし、もし法的効果のある「パートナーシップ制度」を国が作ると仮定しても、結婚と要件効果が同じなのに別制度を作るという考え方は「同じ列車に乗れるのだから白人専用車両と黒人専用車両を分けても良い」「同じ教育を受けられるのだから人種により学校を分けても良い」という「分離すれども平等」という発想と同じです。これは、国民の中にいわゆる「二級市民」を生み出すことにつながり、憲法の根本原理（個人の尊厳・13条と法の下での平等・14条など）に背くこととなります。諸外国でも、同性パートナーシップ法のみが定められていた国の多くで、その後、結婚の平等（同性婚）が実現しています。また、東京高裁の判決でも、その制度は国会の裁量に委ねられるとしながらも「配偶者の相続権など、男女間の婚姻と異なる規律にすることは、憲法違反の問題が生じうる」などと述べ、個人の尊重や法の下での平等にのっとった制度にする必要があると国会に注文を付けました。同性カップルの法的保障を実現するなら、パートナーシップ法の制定というステップを踏まず、現状の民法での結婚規定に同性カップルを含むよう改正すべきです。



2 伝統的な家族の価値観を 破壊する？

— 同性も異性も、
カップルの関係性は同じ。
大切な家族に変わりません。

解説

これまで「家族」といえば「男女の夫婦と子ども」というイメージであり、それを前提として様々な物語や、社会制度が作られてきました。しかし子の出産要件は婚姻の必須条件ではなく、子どもがいない夫婦でも「家族」に違いありません。「家族」の根幹たる要素は、そのような外観にあるのではなく、ともに笑い、泣き、悩みながら人生を歩む中で培われた愛情や信頼関係にあります。その点では、同性どうしのカップルも異性カップルと同じです。アメリカの学会の見解をまとめたアミカス意見書でも「同性パートナー間の関係は、心理的・社会的に異性愛カップルによく似て、どちらも献身的関係を持ちうる。同性カップルも、情緒的な深い愛着と献身的関係を、異性カップルと同様かそれ以上に形成している」と実証的研究が示しているとしています。

EQUALITY

3 同性婚を認めると 少子化につながる？

— 諸外国でも同性婚と少子化が
相関するデータはありません。

解説

同性婚が法制化されると、同性愛者が増えるのではないかという声があります。しかし、これまでも存在していた同性カップルが世の中に可視化されることはあっても、性的指向は本人の意思で変えられるものではなく、同性愛者が増えることはありません。また、出生率についても、既に同性婚が法制化された諸外国において、同性婚の法制化と出生率の減少に相関関係があることを裏付けるデータはありません。むしろ、養育里親など、子育ての担い手は増えます。(8 ページ参照)



4 同性婚法制化のためには 憲法改正が必要？

— 必要ありません。

解説

憲法制定当時は、同性婚という概念すら一般的でなかったため、どの条文にも同性婚は想定されていません。しかし同時に「同性間の婚姻を禁止する」と規定した憲法の条文も存在しません。憲法には、結婚は「両性の合意のみに基いて成立」と規定されています。この「両性」という文言は、憲法の成立過程を見れば必ずしも「男女」を明示するものではなく、それまで戸主の同意が必要だったものが当事者の自由な意思によって成立することを示しています。この条文を理由に憲法が同性間の婚姻を禁止していると解する主張は、学説上ほとんど存在しません。「結婚の自由をすべての人に」訴訟においても、国すらそのような主張はしていません。この見解は、多くの法学者や、法律の起草などを行う衆議院法制局でも確認されています。

5 同性カップルが 子どもを育てると 悪影響を及ぼす？

— 同性カップルも
異性カップルと同じように
子育てができると科学的に
明らかになっています。

既に日本でも、レズビアンカップルなどを中心として、同性カップルが子どもを育てるケースが多数存在します。同性婚が法制化されれば、さらに多くの同性カップルが子どもを持つたり共に子育てをしたりする可能性が大きくなります。アミカス意見書では「科学的研究の大多数は、ゲイ・レズビアン両親は異性愛者の両親と同じように養育に適していて有能であり、子どもたちも心理学的に健康で適応の状況も良いことを示している」とし、その根拠として、親子の人間関係、親相互の関係、経済力などのリソースの3つを挙げています。

1. 親子の人間関係の質

「…親が家庭を安全に保つうえで愛情ある指導ができる場合には、親の性的指向とは関わりなく、子どもはより良好な環境適応性を示す」

2. 養育に重要な役割を果たす成人間の関係の質

「…子どもたちは、親相互の関係が、愛情、温かさ、協力、安全そして相互扶助に満ちている場合に、肯定的な心理的適応をより示す。…このような関係は、同性カップルと異性カップルの、どちらに育てられているかとは関係ない…」

3. 経済力等のリソース

「…子どもは、このようなリソースへのアクセスの機会を持っていれば持っているほど、親の性的指向に関わらず、より良い適応性を示す」

* U.S. Census Bureau: American Community Survey (2019年)

FAMILY

ACT NOW

国会議員の間でも支持が広がっています！

多くの国会議員と面会・賛同

与野党問わず、これまで多くの国会議員との面会を実現。
立場の違いを超えて、結婚の平等を支持する、
実現に尽力したいとする議員の方々が増えています。



これまで寄せられた
国会議員の賛同メッセージは
こちらからご覧いただけます。



毎回大盛況の院内集会 当事者の声を国会へ

これまで、結婚の平等（同性婚）実現を求める院内集会
「マリフォー国会」を開催。ご出席いただいた議員の数は、
回を重ねるごとに増え続けています。 ※議員秘書出席も含む



[第1回]

2019年11月19日
出席議員数 **26** 人

[第2回]

2020年11月26日
出席議員数 **32** 人

[第3回]

2021年3月25日
出席議員数 **40** 人

[第4回]

2022年4月22日
出席議員数 **65** 人

[第5回]

2023年6月21日
出席議員数 **72** 人

[第6回]

2024年3月22日
出席議員数 **72** 人

党として
同性婚法制化に
賛成しますか？



“マリフォー国会メーター” 立ち上げました！

国会議員一人一人の結婚の平等（同性婚）への
賛成／反対などの立場を一覧で掲載。
選挙時には候補の立場も参照でき、衆院／参院、
政党別などで賛成の割合なども表示されます。

マリフォー 国会メーター

<https://meter.marriageforall.jp>



MARRIAGE FOR ALL JAPAN — 結婚の自由をすべての人に

メールアドレス：info@marriageforall.or.jp

発行：2025年1月

<https://www.marriageforall.jp>

